

令和6年度 第4回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和6年9月13日（金） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ203・204号室

出席者：委員8名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・青木委員・
富本委員・田中委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

計画策定支援委託事業者：1名

委員長：それでは定刻となりましたので、これより第4回国分寺市男女平等推進委員会を開催します。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

では、まず資料の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局：資料の確認をさせていただきます。まず1番目が、次第となっております。その次に、資料1といたしまして「第3次国分寺市男女平等推進行動計画素案」という厚めの資料です。2点目といたしまして、参考資料となりますが「令和3～6年度第2次所管課目標一覧（確定）」です。資料は2点になります。別添になりますが、先日開催しましたワークショップの開催報告を机上に置かせていただいています。お配りした資料は以上になります。

委員長：ありがとうございます。それでは議題1「第3次国分寺市男女平等推進行動計画素案について」です。説明は、今回も委託事業者様よりお願いいたします。

委託事業者：よろしくお願いいたします。では、説明させていただきます。今回の資料1の行動計画の素案を御覧ください。説明は、今回第3回の委員会のほうで骨子案を説明させていただいたところですが、ご意見を頂きました上で、またちょっと変更をさせていただいたところですが、その変更の箇所を説明したいと思います。まずは簡単に構成のほうのおさらいですけれども、目次を御覧ください。大まかにローマ字でⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳという形で構成されていますので、Ⅰのほうは「計画の策定にあたって」ということで、計画がどのようなものなのかとか、フレームというところの説明と、国分寺市の統計ですとか、アンケートの結果というところの説明をしているところです。ローマ字のⅡのところの「計画の基本的な考え方」は、その現状とか策定に当たったの概要を踏まえた上で、計画の推進の方法ですとか、基本理念、目標を示しているところです。Ⅲの「施策の展開」は、その基本理念、目標を基に、施策というところを触れております。現計画において「施策の展開」のところだと「課題1」からという形で、「課題」という形になっていたのですが、次期計画の案としては、施策の計画をやっていく上でという意味では「目標」ではないかということで、「目標」という形で位置づけています。

中身の変更点の箇所をお伝えします。2ページを御覧ください。2ページの「計画策定の背景」の「社会の変化」のところになります。こちらの2行目のところですが、文章を少し修正しております。「出産や子育て、介護等による離職・非正規雇用を選択せざるを得ない女性に向けての支援に取り組んでいるものの、依然として解消されていない状況です」という形で修正しております。

次に5ページを御覧ください。5ページの「国分寺市のこれまでの取組」の(1)「国分寺市の取組」のほうを追加しております。

次に16ページを御覧ください。16ページに関しましては、「相談件数の現状」という統計の調査を入れております。こちらは「都内各相談機関における配偶者暴力相談件数」の推移ということで、東京都としての統計を追加しております。また、この下のところが一時保護件数。こちらは「都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移」として記載しております。相談件数の推移につきましては、年々増加の傾向になっております。一方、一時保護件数のほうの推移が減少しております。こちらは推測する形ですがけれども、相談件数が増えているというところでは、一時保護というところまでいかないまでも、対応が取れているのかなというところと、あと相談件数が増えているというところでは、DVの認識が上がってきているという結果なのかなというところが出ております。

次に24ページを御覧ください。こちらはアンケートを追加しております。「男性が家事等に積極的に参加するには」というアンケート結果になっております。

次に27ページを御覧ください。こちらはご意見いただいた「暴力に当たる行為の考え方」を載せております。前回のご意見の中で、DVの「どんなことがあっても許されない」というのが悪化しているというご意見を頂きました。精査したところ、「どんなことがあっても許されない」というところの回答のほうで「無回答・不明」があるのですが、これが前回よりもかなり多かったというところで、そこを全部除いた形で、前回の調査もそうなのですが、それぞれを比較したところ、「どんなことがあっても許されない」という割合は、あまり変わっていませんでした。「場合によっては許される」と「暴力に当たるとは思わない」という割合も変わっていないというところでは、まだまだその意識というところが解消されていないということになっております。

次に33ページを御覧ください。これまでの統計調査や、アンケート調査を踏まえた上で、「国分寺市の男女平等に係る課題の整理」として、新たに記載しております。網かけの固まりが5つあるような形になっております。

1つ目の「ワーク・ライフ・バランスを実現するために、様々な角度からのアプローチを」です。こちらはアンケートで「『仕事』と『家庭生活』と『個人の生活』の優先度」と、あと現実というところでの差がまだあるという点、

男性中心の労働環境との意識がまだあるのではないかという点、あと「ワーク・ライフ・バランスで重要だと思うことは」という点では、「多様な働き方」や「社会的サポートの充実」と、いろいろな分野での支援、取組というのが必要になっています。「育児・介護休業（休暇）の取得状況」は、取れてはいますが、必要なこととしては、「上司や同僚の理解」「経済的支援」「復帰時の仕事の保障」と、こちらも多岐にわたるような形になっています。そういったことで、1の「ワーク・ライフ・バランスを実現するために、様々な角度からのアプローチを」という課題としております。

次に2つ目に関しては、「あらゆる場面で女性が活躍できるよう、充実した支援を」というところで、男女平等感については、学校教育の場では平等という声が多くなっているのですけれども、それ以外の社会の場面においては、まだ男性優遇になっているという点、国分寺市での就労人口は5,000人、男性のほうが多くなっている点、パート・アルバイトの割合はやはり女性のほうが多くなっている点。あと前回の会議でも説明をさせていただいたかと思いますが、「男性がパートナー（女性）に求めること」で女性への希望というところが、子育てのときには一時辞めて働くというところを望んでいる割合が多くなっている点と、「女性が働き続けるために必要なこと」としては「多様な働き方」と「休業の制度を充実させること」というのが多くなっているという点で、こちらを課題としております。

次に34ページを御覧ください。こちら3つ目の課題としては、「市民の意識をさらに育て、子どもの頃からの男女平等意識の種まきを」ということです。男女平等の実現度としては、「実現している」が7割を超えているというところですが、そのほとんどが、「少ししか」という感じで捉えているというところ、十分に実現しているとは言えないということではないかと思われます。

家庭内の家事等の役割分担について、「食事の支度」や「食事の後片づけ」「掃除」「洗濯」が女性では「主にあなた（自分です）」ですが、男性では「主に配偶者・パートナー」ということが多くなっています。別の分野というところでは、男女平等を実現するためには「学校で男女平等の意識を育てる教育の充実」というのが必要という回答が多くなっている点、あとは性の多様性を聞いているところですが、「セクシャル・マイノリティの方が生活しやすくするためには」でも、学校教育というところが大事という点で、子どもの頃から教育していくことが期待されているという形になっています。

次に4つ目「男女平等推進センターが中心となって、男女平等の啓発活動を地道に広げる取組を」という形です。こちらはアンケートでもありましたように、国分寺市男女平等推進条例であったり、様々な男女平等の計画であったりというところの認知が低いという点、男女平等推進センターの認知度も、利用もちょっと少ないという状況になっている点です。また、別の分野においては、

国勢調査によって年間 8,000 人ぐらいは流域に流出しているというという意味では、何年かたてば、やはり国分寺市の男女平等を知らないという方たちが確実にカウントされていくという意味では、知らないという人にはしっかり伝えなければいけないいうところになっております。

次に 5 つ目は「DV を知り、なくす、困難を抱える女性を知り、支える取組を」というところです。こちら先ほど統計で説明させていただいたのですが、都内各施設で相談件数などが増えている、一時保護が減っているというところでは、DV 防止というところの意識が上がってきているのかなというところではあるのですけれども、アンケートのほうでは、「DV 行為も『場合によっては許される』」というところで、まだまだその意識というところを徹底しなければならないというところです。

併せて、こちら前回説明した「困難な問題を抱える女性への支援」の法律が制定されたということも踏まえて、複合的であったり、複雑になっている困難な女性方をしっかりと支えていくという点、そこを把握していくことが大事ということで、こちらを課題としました。この課題を含めて、次の「基本的な考え方」としての方向性ということで、「目標」ができるという形になります。

その前に、変更点としては、39 ページを御覧ください。こちらは「計画の基本理念・目標」です。こちらで変更したところは（2）です。こちらは「計画の目標」というところでしたが、こちらを「目指す姿」として、男女平等の目指す姿として位置づけをしています。「目指す姿」としての一番最初のところは「すべての人」という形で、男女ということだけではなく、「すべての人」という文章に変えております。

そして、40 ページ、41 ページを御覧ください。こちらが「計画の目標」です。こちらは現計画をブラッシュアップする形で、「課題 1」から「課題 6」であったところを、「目標 1」から「目標 5」という形にまとめております。

「目標 1」のところ、こちらは現計画ですと「男性中心、また労働環境の見直し」という形での課題としていましたが、今回の「目標 1」は、「誰もが働きやすい環境づくり」として目標を立てております。

次に、「目標 3」のところでは、こちらは現計画だと「男女平等意識の醸成」とありましたが、「醸成」では単純に「広まる」意味合いがあったというところなのですが、よりしっかりと意識を広げるという意味で「男女平等の意識の『浸透』」として目標 3 を立てております。

次に、「目標 4」です。こちらは「課題 4」だったところで、「男女平等に関する広報・啓発活動」という課題でしたが、今回「目標 4」として、男女平等推進センターを拠点として考えて、「男女平等推進拠点の発展」という形で、意識の浸透というところとも関連しますが、そこを重点とし目標 4 としております。

文章のほうに関しては、若干、今までは課題だったところを、目指すような目標として取り組んでいくという文面に変えております。

それに伴い、42 ページ、43 ページの「計画の体系」のところも、この文言を修正しています。こちらの施策に関しては、現計画とほぼひもづけは同じような形になっていまして、こういうひもづけでよいかどうかというところでも、ご意見を頂ければと思っております。

以上、前回のご意見を踏まえての変更点というところになります。

委員長：ありがとうございます。前回からの変更部分を中心に説明がありましたが、ここまでのところ、ご意見などありましたらお願いいたします。

事務局：事務局から補足をさせていただきます。今、43 ページまでを前回からの変更点も含めてご説明させていただきました。43 ページまでのご意見を頂くタイミングは、今回が最後かなと思っています。

44 ページ以降は、後ほど簡単にご説明はいたしますけれども、庁内の各所管課が今後どういう事業をやっていくかというところを、人権平和課から各所管課にこれから投げるところであって、そこについてはまた別途、皆様にご意見を頂くのですが、そもそもこの 43 ページまでが、ほぼ案として固まった上で、所管課に投げるということになりますので、そういう想定をしております。

今の説明の中で、変更点とか、変更していないところでも改めてご意見を頂ければと思いますが、主に 33 ページからの調査とか、そういったものを見ながらの課題の整理の部分ですとか、その課題の整理からの 40、41 ページの目標の立て方、そして最後に 42、43 ページの計画の体系図となったときに、この目標に対しての施策の分類というか、こういう施策でいいかというところ、その 3 点をメインにご意見を頂けたらなと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。では、皆様いかがでしょうか。先週のワークショップの結果というのは、もう反映されているということですか。

事務局：ワークショップの結果が、結果的に考えていたものに、取り入れられていたという変なのですけれど、そうしましたら、ワークショップのほうを簡単に説明させていただきます。

土曜日に市民ワークショップを開催しまして、参加者が 12 名という、もっとも多く、50 名ぐらいの想定ではいたのですが、来てほしいなという思いではいたのですが、この人数で開催しました。委員の皆様の中にはご参加いただいた方もいらっしまして、どうもありがとうございました。

人数は少なかったのですが、活発な討議というか、グループワークが行われ、グループを A B C と 3 つに分けてワークを 2 つ行いました。3、4 ページと、5、6 ページと、7、8 ページがそれぞれのグループから出た意見ですが、付箋にたくさん書いていただいて、ほぼ原文のまま載せてあります。まずは、男女が平等や不平等だと感じる瞬間について、ワーク 1 ではたくさん

出していただきました。想定どおりですが、平等とを感じる瞬間はあまり意見が出ませんで、不平等を感じる瞬間はたくさんあるということで、それを、家庭生活であったり、職場であったりということでジャンルごとに分類し、ワーク2のほうでは、不平等についての解決案というのをそれぞれグループで出し合ったという形になります。

ワーク1、2をやって、その後にグループごとのまとめを、グループを移動して意見交換をしたりしましたが、最終的にグループのまとめとして、ぜひここは一押しで取り組んでほしいというのが、まとめのところに記載されています。

グループAについては、クオータ制というのは、意識で何かできることかどうかというとなかなか難しいところもありますが、グループAはクオータ制導入、男女平等の教育が重要ということでした。同じくグループBのまとめを見ていただくと「学びが大事」。これは多分、大人も子どもという意味だと捉えました。学びが大事。露出度を増やす（啓発ポスターとか）ということだったのですが、そうしますと、この男女平等参画というキーワードをもっともっと出してって、みんなで考えてもらえるようにするのが大事だという発表でした。グループCは、「男女平等推進センター、頑張れ」ということで、センターの拠点としての男女平等推進センターが、もっと頑張らなければいけないというご意見。そして「ノーが言える社会」というのは、施策に結びつくかどうかは別として、1人1人が考えて発信していくという意味のことだったと思います。最後に「学びが大事」というところでしたので、その3グループを通して、意識づくりなどが大事であるというような内容であったと思います。

あともう1つは、男女平等推進センターの役割というのを充実させていかなければならないという、全体を通すとそういったご意見が多かったように思いますので、結果的には今、私たちが課題と捉えている3、4辺りを充実させていくというところで考えていけたらという。担当としてはそのように感じているところです。これを受けて何かを変更したというところはないのですけれども、今後、各課に事業を下ろしていったり、人権平和課がどういう事業をやるかと考えていくときに、また参考にしたいなとは思っています。

委員長：ありがとうございます。では、いかがでしょうか。では、皆さんまだ考えていらっしゃると思うので。私、これ、なぜ前回気づかなかったのかなと思ったのですが、4ページの「国際社会の動き」のところですが、2段落目のところで「国連婦人の地位委員会」になっていますけど、これは「国連女性の地位委員会」ですよ。この後全部そうですが。

委員：私、それを調べてみたのですが、男女共同参画局のページを見ると、60回までが「国連婦人の地位委員会」になっているのです。

委員長：過去は全部。過去は「婦人」で通していたから、そのままということなのです。

か。

委員：なっているのですね。だからすごく不規則ですよ。

委員長：婦人という言葉自体がよくないので。

委員：何で変えなかったのかなと思うのですよね。

委員長：変えたときに、全部変えればいいのに。

委員：そうなのですよ。91 年から変えようと思って変え始めているのに、何で変えなかったのだろうと思いました。

委員長：そうですね。

委員：だから、多分それに倣ったのではないですかね。

委員長：それに倣っているということですね。そうしましたら一番最後の第 60 回のところは、少なくとも「国連女性の地位委員会」ですね。

委員：60 回までが「婦人の地位」なのです。

委員長：60 回までが。

委員：61 回からが「女性の地位」なのです。

委員長：そんな年になっても、婦人という言葉を使っていましたか。

委員：だから遅いですよ。2017 年になって、初めて「女性の地位委員会」。ちょっと分からない。

委員長：男女共同参画局のホームページですよ。

委員：そうです。そのホームページです。

委員長：私は外務省のホームページを見たら、もう「女性の地位委員会」になっていたの。

委員：そうですね。

委員長：これはちょっと確認いただいたほうがいいのかなと思います。

委員：そうですね。確認していただいたほうがいいですね。

委員長：あともう 1 つ、「女子差別撤廃条約」。これも多分、人によっては「女性」で書いている方もいるので、これは、ちょっと外務省はどっちにしていたか、私も分からないです。私は「女性差別撤廃条約」としてはいますけれど。

委員：小さいことなのですが、10 ページ、誤植で。前回言えばよかったのですが、直っているかなと思ったら直っていないので。10 ページの 1 行目「一方、1 世帯『q』たりの世帯人員」。

事務局：誤植について、幾つかこちらのほうで確認しているところがあるのですが、取りまとめをする段階までに一部間に合わなかったところがありまして、今回誤植についてはご指摘いただくのはありがたいのですが、すみません、ちょっと多いかもしれません。

委員：分かりました。

事務局：スキップしていただいて。

委員：33 ページの課題の整理のところ、39 ページのところの文章が「全ての人」

と変わっていたのはすごくいいなと思いながら、33 ページのところで「あらゆる場面で女性が活躍できるよう」とか、その後半のほうでも「困難を抱える女性」とはなっている。多分、もちろん女性の活躍ができるようにというのは大事だとは思いますが、この間のワークショップでも、女性が働く場所で男性が働きやすいかと言われたらどうなのだろうという意見もあって。だからそういうことを考えると、女性が男性社会で働きやすいというだけではなくて、男性が女性社会で働きやすいということも大事なのではないかという話を、この間でできたのですよね。グループ内で、内々ではあったのですが。そういうことを考えると、あらゆる場面で誰もが活躍できるというような、「女性が」という言い方でなくてもいいのかなと。これは意見です。

同様に5番の「困難を抱える女性」。非常に女性が多いし、女性支援法もあるので、「女性」としてもいいとも思うのですが、何か少し柔らかくできないかなともちょっと思ったりしました。

委員長：いかがでしょうか。「課題2」は女性活躍推進法が根拠で、「課題5」が困難女性支援法から来ているというところがあって、「女性」にされているのですかね。

では、気がついたところからよろしいでしょうか。40 ページの目標3の「男女平等意識の浸透」の4行目なのですが、**「男女平等の実現に向けた現状を具体的に『見える化』し」**。何かちょっとおかしいかなと思って。

「男女平等の現状と実現に向けた取組」とか、そんな意味ですかね。ちょっと引っかかりました。

委員：どんどん言っていってもいいのですか。

委員長：はい。もうどんどん思いついたところから言っていきましょう。

委員：33 ページの黒ボツの2つ目、「ワーク・ライフ・バランスで重要だと思うことは」とあって、「多岐にわたっています」。その結果、大きな矢印の下は、「様々な角度からのアプローチを」。実に何か曖昧で抽象的ですよね。それで、これというのは18 ページから来ているのですよね。18 ページの意識調査の結果ですね。18 ページの意識調査で、これは丸を3つつけるという調査だったと思うのですが、ここで大事なことは、男女差だと思うのですよ。男女差で5%以上あるものというのは、3つ、4つありますね。ものすごく、これは唯一なのですよね。つまり、女性よりも男性のほうが、数値が高いのは、職場の理解、トップの意識、長時間労働とか、職場のワーク・ライフ・バランスの支援制度、個人の意識改革。それに対して、女性のほうは労働時間のフレックスもあるけど、保育サービス・介護サービス、それから男性の育児参加と。だから、もうはっきりしているのですよね。ですので「様々な角度」ではなくて、はっきりと見えるものに関しては、もうはっきりとここに課題があるというのを出してもいいのではないかと思います。

委員：42 ページでも、施策の結びつきが、結局「ワーク・ライフ・バランスの推進」となっていて、具体的にやるべきところは示されていないので。

委員長：そうですね。

委員：「様々な角度」とは何だろうと。

委員：そういうところですかね。あとは、今度は同じく 33 ページなのですが、その下のほうですね。2 のほうで、2 つ目の中ボチの終わりに「女性の年齢別労働力は 30 歳以降において、東京都や、全国よりも割合が低くなっています。」これは何か大きな意味があるのですかね。女性の年齢別労働力が 30 歳以降において、全国の割合よりも低いから、女性のパート・アルバイトが何とかとかという話とつながりますか。ちょっと私、「これは何なのだろう」と思って。

委員：その前の文章をちょっと、意外と考えないと、これは「正規職員は男性が約 7 割に対し、女性が約 4 割」。1 回では読み切れないですね、これ。働いている人を 10 としたときに、男性が正規職員は 7 割でということですかね。なるほど。パート・アルバイトが 1 割で、残りの 2 割ぐらひは大体経営者などですかね。多分そういう文章だと思います。

委員：男性の中の 7 割が。

委員：そうです。男性を 10 としたら、7 が正規、1 が非正規、2 はそれ以外というような。

委員：この書き方だと、7 割、4 割で 11 割だと思ってしまいますよね。

事務局：修正します。

委員：それで、年齢別労働力。

委員：年齢別労働力が、全国よりも低いから正社員が少ないのだと読むのですか。その関連性がよく分からない。前で言っていること「女性のパート・アルバイトが約 4 割となっており」で、その後がどういう意味なのか。なぜここにこれを書く必要があるのかがよく分からない。

委員長：ここは多分 14 ページの、要は M 字曲線のカーブが戻ってこないということですよ。ということだと思うのですが。

委員：それは必要なことなのですかね。

委員長：結局、女性が出産時に辞めて、復帰できていないということが、東京都や全国よりも割合が高いということですよ。

委員：じゃあ、そういうふうを書くべきですよ。

委員長：その戻れない原因が何かというところをもうちょっと突き詰めないと、いわゆる各種サービスが足りていないのかということですよ。本人は働きたいけれども働けない人が、東京都や全国に比べると多いのかもしれないですよ。

委員：そこに文章を書いていただくということですかね。

委員：そもそも雇用の形態が、活躍をしていないという位置づけになるものなのか。正規であることが活躍しているという概念なのか、逆に言うと、パート・

アルバイトで就業されている方が活躍されていないという認識になるのか。弊社でパートの方がいらっしゃいますけど、言い方は失礼ですが一番コスパがいいですし、いわば会社から見ると大活躍の方なわけですね。ということから考えると、雇用形態がそのまま、活躍、活躍していないという、その切り分けがちょっと見えにくいかなと。

委員長：パート・アルバイトの待遇はフルタイムですね。正規職員ではなくて。あと、「正規職員」というのもおかしいですね。一般企業だと「社員」ですね。

委員：これは前提として、ここで言う「正規職員のほういいよ」みたいな書き方で進むというので、まず、いいのですか。世の中の的にとか、例えば世の中の的に正規雇用を推奨しようという世の中になっているのかどうなのかによって、これは書き方が変わってくるかなと思って。委員長、そういうのは詳しくないですか。世の中の的にどうなのか。

委員長：世の中の的にはというか、政府的には正規雇用のほうがよしという考えですけども、別に私たちが踏襲する必要はないですね。

委員：多様な働き方というところに考えればね。

委員：この正規雇用の話は、消してしまっているのではないですか。それで、女性の年齢別労働力の話だけにしても別に伝わるような気がするけど、それをやると、ここの就業の状況の反映ができなくなってしまうのですね。

委員：女性が生涯に渡って正規雇用で労働していきたい、働いていたい、実はそうしたいと思っている方というのは、たくさんいらっしゃると思います。今パート・アルバイトという区分にいる方の中で、パートナーが、ここにあるように求めているから、育児や介護のために離職してしまって正規雇用に戻っていない、それでコスパがいいから女性の正規雇用よりもというのはあると思うのですね。逆に、男性もやはり「非正規雇用でいい」と思っている人も実はいるけど、パートナーが「しっかり働いてよ」と言っているから、辞められない苦しさを抱えている男性もいるという中で、どっちもあるので、そもそも正規雇用でなければいけないのかとか、あるのだけれども、大学卒業してとか、高校出てとかで正規雇用で働いてきていた女性たちが、30歳以降で家庭の事情とかでかなり離脱してしまっている、その後、元に戻れないのだというのが、なぜか国分寺はほかより多いのだということですね。

委員長：子どもの預け先が足りていないのかもしれないという。

委員：何が足りていないのでしょうか。

委員長：何が足りていないからですね。

委員：いや、「足り過ぎているから働かなくてもいいじゃない？」は、国分寺の考え方が、もしかしたら背景にはあるかもしれない。裕福とされているから。

委員：働きたくないというのも1つの大切なことだしね。家にいたいというのは。

副委員長：ワーク・ライフ・バランスを考えたとき、1人1人女性の考え方は違ってくる

と思うのですね。正規に働くと、自分のもう1つの、そこら辺がなくなるのは嫌だと思って。

委員：みんなが同じ価値観ではないですから。ただ、求めても戻れない人という方には、やはり注目しなければいけない。逆に、男性だってワーク・ライフ・バランスを考えたら非正規雇用がよかったとか。

委員：逆に言うと、如実に7割とか1割とかで男女で明確化していることのほうがある種問題というか。そういう書き方にすると逆にいいかもしれないですね、今の話をまとめると。如実に、男は正規、女性はパートみたいな形に見える。そうすると、これは書き方的には、「正規雇用は」というよりは、男性は7対1で、女性は4対4ですみたいなことのほうが分かりやすい。

委員長：フルタイム、パートタイムで分けてもいいのかなと思いますし、あと夫婦共働きは増加していますけれども、これは、国分寺市は分かりませんが、全国で見ると増えているのはパートタイムで働いている女性であって、フルタイムの女性の共働きというのは昔からほとんど変わっていないですよ。だから、「共働きパートタイム」の部分が増えているというだけなので。

委員：どの部分というのを具体的に。さっきの「様々な角度」とか、3の「意識の種まき」とかと、何か具体的に書くのは、こういう文章の中で、難しいものなのでしょうか。

委員長：でも、目標としての文言は、40 ページ、41 ページのこの文言ですよ。

事務局：33 から 35 ページまでのところは、これまでの計画にはなかったところで、調査の結果なんかをもうちょっと、よく検討して、そこから目標につなげるような考え方をという点で追加したところになります。「種まきを」とか「様々な角度」からなどは、このまま目標になるわけではないのですが、試しにというか、キャッチーな感じでつくってみたという中で、そこについても、こういうのはあまり要らないのではないかと、もっと具体的に書いたほうがいいのか、というご意見があれば、また再考させていただきます。ただ、意図としては、課題が誰でもすっと入ってくるような、目に留まるような感じで書いてみた、試してみたというところです。

委員長：私はすごく分かりやすいかなと思ってよかったのですが、ただちょっと中身にやっぱりばらつきがあるかなと思いました。

委員：そうなのですよ。決まったゴールに向けての、それこそアプローチなのだなということは伝わってくるし、ないよりはるほうがいい部分だと思うのです。ただ、よく読んでみると「そうなの？」という文言も確かにあるなと思いますし、さっきの正規雇用のところとかも、ここに至るまでの成果目標における実績の中に、例えば女性職員の人数の割合とか、管理職になっていく人の人数の割合とかというのがあって、やはりそういうのも踏まえて、こういうところに来るのだらうなという気はします。だから、正規職員であれ、フルタイム

であれ、いいのですけれど、やはりそういう人の人数をカウントしていますという部分は、前回からのつながりでいうと、どこかにあったほうがいいのだと思う。だけど、ここに入れるのかとかという細かい部分なのだと思いますね。

委員：計画の目標の1と2がごちゃごちゃになってしまっているような気がしていて、「誰もが働きやすい環境づくり」と言っているのだけれども、最後の結びには「地域活動や自己啓発などのあらゆる場で活躍できる社会を目指します」になってしまっていて、これは働きやすいとちょっと違うのかなというのと、その「女性の活躍の場の拡大」、これはどちらかというと地域活動とかを言いたいのかなと思っていたら、介護休暇とか育児休暇とか、再就職への支援とかということで、こっちは働くほうの具体案、具体策みたいな目標が出ていて、女性の活躍の場は、この間のワークショップとかでも出ていましたけれども、女性議員が少ないのではないかと、自治会長が男性ばかりだよとか、そういう地域の中とか政治の場面とか、そういうところの女性の進出というようなことを言いたいのかなと思うのだけど、そうするとここ、1と2がごちゃごちゃしている感じがします。

委員長：1と2はすごく密接に関わっているので、地域活動での活躍というのも女性だけではないですが。

委員：こうなってしまうと「働かない女性は駄目」みたいな、「これだけ制度を整えたのに、ちゃんと正規雇用で働かなきゃ駄目」みたいなのも感じられ、何か圧迫感がある。

委員：「誰もが」なのに、文章は「男女がともに」とかになってしまっている。ここは「誰もが」のほうがいいかもしれないですね。

委員長：ちょっとご提案ですが、先に3、4、5を固めませんか。3、4、5は、割とすんなりといきますか。どうでしょう。

委員：3なのですけど、34ページの3でいいのですよね。3、4、5というのはそういう意味。

委員長：はい。34ページの3、4、5でもあり、計画の目標に関しても3、4、5。

委員：34ページの3の最初のところですが、「実現度について、『実現している』は7割を超えています、そのうち『少し進んでいる』が半数以上になり、十分に実現しているとは言えない状況です」。これはすごく違和感があるのですよね。ここのところは、「十分実現している」と「かなり実現している」と思っている人が全体で28%。それで、「少し進んでいる」というか「少し実現している」と答えている人が半数以上なのですよね。そうすると、「『実現している』が7割を超えているが、そのうち半分が『少し実現している』。これで十分に実現しているとは言えない」。文章的にちょっとこれは理解に苦しむ。

委員長：そうですね。これは31ページのアンケートの結果だと思うのですが、これはやはり「少しは実現している」を「実現している」に入れるのは違うと思

います。

委員：そこですね。

委員長：ですね。

委員：「少しは実現している」というのは、その前半の2つとは違いますよ。

委員長：違いますよね。

委員：しっかり思っている人と、「いや、少しはね」と思っている人が半分はいるということだから、何かちょっと書き方を。

委員長：変えたほうがいいですね。

委員：何に照準が合っているのかちょっと分からないので、何とも言えないですが。

委員長：普通だと「十分実現している」と「かなり実現している」を合わせて「実現している」という回答があったし、そうするとしても、ここでまた男女差がすごく大きいのですよね。「男性のほうが『実現している』と思っているが」ということも、重要な気がします。

委員：そうですね。この男女差を見てもらいたいのですね。

委員長：そうです。せっかく男女で取っているのです。

委員：そうすると、問題の所在がよく分かるような気がするのですよね。女性は何か抽象的なことを要求しているわけではなくて、介護サービスとか児童の保育サービスとか、かなり具体的なことを要求しているわけで、それに比べて男性のほうは、例えば研修をしたほうがいいとか、教育しろとか、そういうことを調査では言っている男性が非常に多い。だから、その男女の違いから見えてくるものを、もうちょっと丁寧に拾ってもらいたいのかなと思うのです。

委員：でも、それはこのアンケートの結果の図があるのだから、もうちょっとページ数を増やしてもいいから、図とか。要するに、これはアンケートの結果の考察を書いているわけであって、それを文章だけでまとめるのがなかなか難しいのではないのかなと思うので、簡単に今のとか、男女の部分が見えるとか、さっきの正規の話とかも、もしかしたら図があれば割と見やすいかもしれないし。

委員：それをどう見るかということを書いてもらえるといいのですよね。ここが多いとか、これが少ないとかいうことではなくて、それをどう見るかということ。

委員：4番、男女平等の啓発活動。「地道に広げる取組を」というの、地道でなくていいのではないかな。派手にやろうよと思ったら駄目ですかね。これは「地道に」でなければ駄目なのですかね。そんな謙虚な姿勢では広がらないぞと思うのですが。

委員：これもキャッチーの一部なのですよ。

委員長：そうですね。キャッチーなのは地道になのか。

委員：今の段階が本当に、地道な努力を積み重ねてくださっているのだなというのは見ていて実感するのですけれども、地道なままでは広がらない。地道だからこれなので、知ってらっしゃる方が少なかったりしているので、もうちょっと派

手にやらないと駄目ではないかなと思っています。

委員：その前段はパーフェクトですよね。「男女平等推進センターが中心となって」ですからね。これはもう本当に望むところなのですがね。ここが中心となって派手派手しく展開していくということができれば。

委員：いいですね。ここに派手派手しくと書いてしまえばいいのではないですか。キャッチーですよ。それ。

委員：そんな大層なことではないですよ。その場所さえあればと、私は本当に思うのです。そこで何をやってもいいのですからという場所があれば、と思うのですね。でも、ここに「中心となって」と書いていただいているだけでも、ものすごく感動的ではありますよね。

委員：「あっ、いいな」と思ったのですよ。

委員：ですよ。だから、もっと。

委員：だから、「地道に」と言わないでと。

委員長：地道ではなくていい。

委員：謙虚でなくていいですよ。

委員：そう。ここで謙虚さが出てしまったみたい。

委員：だから広がらないのかもしれない。

委員長：この男女平等推進センターの利用状況とか、利用したことがない理由とかは、これは年代別には分かっているのですよね。それで、20代30代の方がより知らないと言っているということですか。年代だからということではないのであれば、この「市外から8,000人が転入して」「20代から30代の人口流動」がというところと、男女平等推進センターを知らないという人が圧倒的に多いことは関係ないですよ。

事務局：そういう意味では、流出入が多いというのは、国分寺市になじんでいくというか、土地勘を持つ人が一定数増えたり、入ったりするというのが、施設の位置といいますか、地図上の場所の認知度というところで、ここに採用したところではあります。

委員長：逆に、国分寺に住んで50年ですという人は、じゃあ、知っているのかということなのですけど、知らないのではないですか。だとしたら、これは別に流動性とは関係ないですよ。みんな知らないということで。

委員：意味が分かりません。

副委員長：長く住んでいる人も活用、利用していない。

委員長：なので、ここの1つ目の段落はいいとして、その次のところは、「じゃあ、何で利用していないのか」を書いてほしいですよ。なぜ、これまで使われてきていないのか。

委員：令和2年、5年。昔というほどではないけれども、令和2年のほうが令和5年よりもみんな利用したことがあるのですよね。少ないパーセントではあるけれ

ども。1.8%が 1.3%。2.0%が 1.6%。減ってしまっているのですよね、利用が。何でだろうと考えたことはあるかしら。ありますよね。

事務局：いろいろと考えてみたのですが、年代別で、確かに若年層と比べて、高齢層のほうがセンターの認知度は高いというところがあります。それも若干数ではあるのですが。この施設が立ち上がったタイミングはかなり大々的にセミナーもやっていましたし、市全体に名前を募集というようなこともやっていましたので、この段階でこの国分寺市に住んでいらっしゃる方は、そのタイミングで名前は知っていただいたことはあるかと思いますが、そういった方々もやはり高齢化してきておりますので、この市民アンケートに回答される年齢層の方から少し外れてきているのかもしれないというのは、担当としては、推察はしたところです。ただ、聞き取り調査まではできていないので、そういうこともあるかなとは思っております。

委員：過去は、利用者団体が集まってフォーラムをやって。

事務局：2階のフロア全てを使ったフォーラムをやっていたようなのですが、現在それは共催事業という形で、細々と言ったらちょっと地道になってしまうのですが、それでも続いておまして。ただ、なかなか団体さんも、部員さんが高齢化されているというので解散している団体も多いので、もともとの団体の母数自体もかなり少なくなっているという風潮があります。

委員：冊子の発行とかもしていましたよ、利用者。何かやった記憶がある。

委員：今の「ライツこくぶんじ」ではなくて。

委員：ではなくて、その前です。何か活動記録的なものをした記憶が。予算が削られてなくなったみたいなことを聞いたような。何となく記憶をたどると。

事務局：「ライツこくぶんじ」という情報誌のほうを、市民が、団体さんのほうが自発的に始められたというのは、以前担当していた方から伺ったことがあります。今お話しのあった広報誌というのは、もしかすると現在でいう「ライツこくぶんじ」につながっているのかもしれませんが。やはりセンターができた当初は、かなり皆さん、団体さん同士の中のつながりがあったり、団体さんと市役所の共催の事業がとても多かったというのは、過去は数字からは見られました。

委員：市民が離れてしまっていた理由というのが分かっていると、活性化しますよね。

委員：ちょっと戻るかもしれないですけど、27 ページ目なのですが、「暴力に当たる行為の考え方」で、2つ目のパラグラフの「性別で見ると、『場合によっては許される』の割合が高い項目として、女性では『⑧何を言っても長期間無視し続ける』」、⑧、⑪、⑨と、男性はこうだを書いてあるのですが、これは女性であれ、男性であれ、ここに書いてあることは全て暴力ですよね。そうだとしたら、そのことを強調したほうがいいのではないかなと思います。「女性は無視し続ける」みたいなものを強調する必要はないのではないかな

と思います。だって、無視し続けたり、大声で怒鳴ったり、これは男女の差もそんなに大きな差ではないのですよね。「無視し続ける」という男女差は1.5%でしょう、これを見ると。17.9%と16.4%ですよね。それから「メールの監視」。これも女性と男性では1.9%。だから大した差ではないのに、ここで、何で、性別でわざわざ書く必要があるのかなと思ったのですよね。要するに、これは全部暴力なのだから、それが暴力であるということが分かるように書いてもらえるといいのではないかなと思いました。

委員長：ただ、「大声で怒鳴る」のところが男女差が10ポイントぐらい違って。

委員：そうですね、ここだけは男性が多いですね。10ポイントぐらい。

委員長：25.6%って、4人に1人はこれを暴力と思っていないというのもすごいですよね。

委員：そうですね。ここはそうですね。

委員長：これは、パートナー間での、ということですよ。

事務局：そうです。

委員：3番の「市民の意識をさらに育て、子どもの頃からの男女平等意識の種まき」というところが、学校に丸投げ。

委員：そうなのです。学校だけでない。

委員：そうですね。学校ね。

委員：そこを何か足してもらえるといいですよ。

委員：40ページの3にしても、教育に携わる人がしっかり勉強しなければいけないみたいなことになっているけれど、これは「市民の意識をさらに育て、子どもの頃からの教育」だから、学校も、もちろん協力してはもらうけれど、市民の意識をさらに育てるのは、誰がどこでどうやってというところが分からない。

委員：この間のワークショップでもやはりこの話が出て、学校だけではなく社会教育というのですかね。家庭教育も含めて。そういう部分。家庭、地域、いわゆる社会を。本当に難しい。難しくて、何とかできるものなのかどうかあれなのですけれども、でも学校だけでは無理という部分は、はっきりしているのではないのでしょうかね。

事務局：デートDVは児童館でやっていたりもします。セクシャル・マイノリティの研修もやっているのですが、申込もあります。こういうのができますよ、うちの予算、国分寺市だけでなくそれは11市連携でやっていますけれども、「そういう予算でできますよ」というのをお知らせすると、そこは割と学校だったり、あと児童館の職員の方とかは、前向きにやってくださったりはしています。

担当のスタンスとして、人権平和課だけでは難しいというのがあり、ちょっと前の話だと、学校に私たちが入っていくこと自体も難しいのかなと思っていることもありましたので、学校と連携が取れていくといいと、お話をお聞きして思ったところです。

委員：この 40 ページのところ、目標 3 のところ、「教育に携わる者が」としてしまうと、やはりどうやっても学校になる。でも、その前に「家庭などの環境」というのをちゃんと明記してあるので、もう少し地域とか、家庭とか、広い大人のことを、私は個人的には、子どもが育つのに先生と親だけでないと思っているので、何か少し言い方が変えられるのと思います。

委員：このワークショップのまとめを見てみると、ぜひ「学びが大事」と入れていただきたいです。キャッチーだとおっしゃっていたけど、今、教育というお話が出ていますが、教育機関だけでなくというお話であれば、この「学びが大事」が、非常に当てはまりがいいというか。言い方が悪いですけども耳触りが非常にいい言葉で、すごく目にはつくかなという気はするので。浸透だとか、そういうところでいくと、学びが大事なのだというところにつながっていくというのが、すごく建設的な感じがしていいかなと思います。

委員長：いかがでしょうか。だんだん時間も足りなくなってきたのですが。5はどうでしょうか。暴力のところですね。

委員：行動計画が令和 7 年から 14 年まで 8 年間と考えると、今生まれた子が 8 歳、小学校 2 年生になる。今、小学校 1 年生の子が中学 2 年生になると思うと、やはりすごく大事にやっていかないと。今さらという感じではあるのですが、今そんなふうに思いました。8 年というのは大きい流れですよ。

ですので、慎重に、でも、やはり目標を立てたら、今生まれた子が小学校 2 年生ぐらいになったときにはこういう世の中であってほしい、こういう国分寺であってほしいというビジョンは、やはりもうちょっと高く持たないと、もったいないです。せっかく行動計画を立てるのなら。今 70 歳の人、まだまだ元気で 80 歳近くで活躍していらっしゃると思うので、その年代の方々がやはり小さい頃に受けた教育とか、その頃の社会通念とか、そういうものからまだまだ抜け切れていないという現状はあると思います。教育も違っているので、若い人のほうがまだ分かっているのかと思う。だから、その年代の方々も、あと 8 年間、まだまだ元気で社会でご活躍されると思うので、意識が変わってもらわないといけないかなと思います。ターゲットが若い人とか教育とかではなくて、シニア層も、もっと変わっていく。一番大変なところだと思います。

委員長：「課題」ではなくて「目標」になったのは、すごくいいような気がします。見ていくと、3 と 4 も関わってきますね。3 を学校丸投げではなくて、もっと地域で、みんなでとなると、それこそこの「センターの活用」というのがすごく重要な位置を占めるのではないかなと思います。

委員：43 ページの「目標 4」にひもづいている「配慮した表現」というのが、目標 4 なのか目標 3 なのか、どちらなのかなと。こっちのほうがいいかなと思います

委員長：そうですね。1 と 2 のところと、3 と 4 がごちゃごちゃというところが、もうちょっと整理されたほうがいいと思います。

事務局：「目標4」を、今回新たに男女平等推進拠点の発展と、3の中から引っ張り出す形で設定したので、もう少しそちらに即した施策の、その下にぶら下げられるように記載や、施策へのつなげ方を検討したいと思います。

委員長：お願いします。

委員：多様な性と、言葉も入れないで、例えば「目標3」の(4)の「たがいの性」、多様の性とか、男女だけでないところへの配慮もどこかに言葉として入るような、施策として。入る必要がないですか。

委員長：確かに、これは「たがいの」は変えたほうがいいですね。「あらゆる」とか。そろそろ時間が押しているのですが、最初に取りあえず置いていた1、2に関してとか、そのほか全体で何かないでしょうか。

委員：この推進行動計画は、ものすごく分かりやすい、子どもも読めるような資料になることはありますか。

事務局：今のところ予定としてはないです。

委員：一意見として、なかなかこういう行動計画、さっきの、子どもが大きくなったとき、8年ぐらい使うものだとしたら、全てが出来上がった後に、そういうものができたらいいなど。

事務局：委員のお話のとおり、学校の教育という男女平等意識の醸成の場には人権平和課も積極的にかかわっていきたいと考えていますので、どこまでのレベルで、クオリティで、できるか分かりませんが、職員・担当で、できる範囲で努力したいと思います。

委員長：他いかがでしょうか。

委員：委員長がさっきおっしゃった「女性の地位委員会」について、調べたら57回までは「婦人」ですね。58回から。

委員長：はい。2016年は「女性」でいいのですね。

事務局：改めてこちらも確認させていただきます。

委員長：お願いします。

事務局：もともと「婦人の地位委員会」だったこともあるかとは思いますが、現行名称が変わっているというところは、やはり大きく表記したほうがよいのかなと思いますので、改めて確認して、正しい記載ができるよう、誤読のないようにしたいと思います。

委員長：お願いします。

事務局：補足なのですが、私たち自身、目標1と2の区分とといいますか、1はこういう内容で、2はこういう内容でというのに迷いがありまして、どちらに分類したらいいのかという施策もありますし、ほかの、他市の計画ですとか、考え方とかを、事務局のほうでも整理していきたいとは思っています。また、「1と2はこういう考え方で分けたらいいのだよ」というのが委員の皆様からもあればお聞きして、事務局も調べて、メール等でお伝えしたいと思います。

委員長：最初に今日まででこの 43 ページまでののは終わりということでしたけれども、今日の議論を踏まえて修正されたものは、次回の委員会前に全員に配っていた。そのときに、また何かお気づきの点はメールでご意見するということがよろしいでしょうか。そうしましたら、次の議題をどうしましょうか。次回にしますか。

事務局：本日、想定では「Ⅲ施策の展開」、44 ページ以降もご意見を頂予定でしたが、ここは、各所管課のほうに、どのような考え方でやっていくかを同時進行で調査を依頼するところですので、それを踏まえて、調査がまとまり次第、速やかに皆様にお伝えしたいと思います。

また、今日会議の中では触れられませんでした、44 ページ以降をざっと見ていただいて、全部でなくても気になるところ、例えば、教育のところがすごく気になるとかでも結構なので、ご意見いただけるよう、メールでお伝えしたいと思います。よろしければこのような進め方をしたいと思います。

委員長：分かりました。皆さんよろしいでしょうか。それでは、議題の 2 「その他」ですけれども、何かございますか。

事務局：ワークショップの報告を予定していましたが、先ほど報告させていただいたので、次回の日程をお伝えしたいと思います。10 月 17 日の木曜日になります。場所は同じ 203・204 号室になります。43 ページ以降のところを中心にご審議いただく予定です。

委員長：ありがとうございます。それでは、以上で本日の推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —